

令和3年2月26日

【照会先】 鹿児島労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 和田 滋
地方障害者雇用担当官 今村 健二
(代表電話099-219-8712) (FAX 099-216-9911)

報道関係者 各位

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主 認定制度「もにす認定制度」鹿児島県内第1号が決定！

～中小企業の立場での障害者雇用の身近なロールモデルとして期待～

「もにす認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を認定する制度として、令和2年度に創設されたものです。

このたび、鹿児島労働局(局長 三輪宗文)では、「もにす認定制度」の、鹿児島県内における第1号として「社会福祉法人慈愛会(鹿児島市)」を認定しました。

鹿児島県の民間企業における障害者雇用率(令和2年6月1日)は2.44%(全国平均2.15%、全国第11位)で、未達成企業486社のうち中小企業は428社となっており、中小企業の雇用の促進が重要な課題となっています。

もにす認定を受けた企業の取り組みについて障害者雇用の身近なロールモデルとして、鹿児島県内の中小企業の方々に広く知っていただくことで障害者雇用につながることを期待できます。

また、もにす認定を受けた企業は自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資対象となるほか、鹿児島労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

つきましては、下記の日程で「もにす認定制度」鹿児島県内第1号に対する認定式を執り行います。

記

1 日 時: 令和3年3月2日(火) 14時30分～15時05分

2 場 所: 鹿児島労働局山下町庁舎

(鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎3階会議室)

※取材にお越しいただく際は、事前に照会先までご連絡ください。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が、民間企業においては、現行の2.2%から2.3%に引き上げられます！
(今回の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がります。)



認定マーク「もにす」

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられたものです。